

神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会 流通部会

意見のまとめ（案）

令和4年1月

神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会 流通部会

目 次

頁

はじめに	1
1. 神戸モデル標準服について	
(1) 経緯	2
(2) デザイン案の決定について	2
(3) 各校での採用について	2
2. 神戸市立中学校標準服の流通の現状	
(1) 概要	3
(2) 標準服メーカーの選定	3
(3) 販売店の選定	3
(4) 販売・納品	3
3. サウンディング型市場調査について	
(1) 概要	4
(2) 結果	4
4. 流通部会について	
(1) 概要	4
(2) 主な意見	5
(3) まとめ	7

はじめに

神戸市では、令和元年度に「神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会」を立ち上げ、保護者の経済的負担の軽減や性の多様性への配慮といった観点から、今後の標準服のあり方について幅広く検討を行った。検討会では、様々な課題に対応するために「神戸モデル標準服」（以下「モデル標準服」とする。）を作成することが適切であるとの提言が出され、導入に向け取組みを進めている。

「モデル標準服」は複数校でデザインが共通となるとともに、新規事業者の参入も想定されることから、「モデル標準服」に適した流通のあり方を検討するため、本部会では、現在の販売店を中心とした流通形態を踏まえ、保護者の経済的負担の軽減や購入に係る利便性向上といった観点から、「モデル標準服」についての流通のあり方について、保護者やメーカー、販売店、一般アパレル等の意見も踏まえて検討を行い、検討結果をまとめた。

本書を活かし、保護者の経済的負担の軽減や性の多様性への配慮といった観点から、多くの学校で「モデル標準服」の導入が進むことを期待する。

令和 年 月 日

神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会 流通部会

部会長 田中 康仁

1. 神戸モデル標準服について

(1) 経緯

市立中学校の標準服（市立中学校の制服のことをいう。以下、各校独自の制服を「独自標準服」とする。）は、中学校入学時に準備する品目の中で比較的高額であるとともに、原材料の高騰などにより販売価格が近年上昇傾向にあり、保護者の経済的負担が大きくなっている。

また、標準服のデザインによって、女子スラックスを導入しづらい学校は、性の多様性への対応ができていない場合もある。こうした状況に対応するため、令和元年7月に「神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会」を設置し、検討を進めてきた。その結果、こうした課題に対応するために令和2年7月に「神戸モデル標準服」（以下「モデル標準服」とする。）を作成することが適切であるとの提言をいただき、現在、「モデル標準服」の実現に向けて議論を進めているところである。

(2) デザイン案の決定について

6社から提案いただいた12案について、令和3年2月の「神戸モデル標準服デザイン選定委員会」（小中学校保護者や中学校生徒、学識経験者等で構成）において4案とし、さらに、その4案について、小中学校の児童生徒及びその保護者による投票（令和3年6月17日～6月30日）を実施し、最終デザインのベースとなる案を決定した。

(3) 各校での採用について

各中学校での「モデル標準服」の導入は、令和5年度以降とし、各校において、生徒や保護者、地域の意見を踏まえ導入の是非・時期を判断する。

※導入する際には、導入年度の新1年生を対象とし、既に「独自標準服」を購入している2～3年生は対象としない。また、対象となる新1年生が兄姉などの「独自標準服」を着用することも可能とする。以上を原則として、各校が実情を踏まえた運用を行っていく。

2. 神戸市立中学校標準服の流通の現状

(1) 概要

市立中学校においては、学校毎に「独自標準服」を指定し、標準服メーカーが直接または卸売業者（標準服メーカーの販売子会社を含む。）を経由して、販売店に卸売を行い、生徒・保護者は販売店から標準服を購入している。

(2) 標準服メーカーの選定

メーカーについては、各校においてモデルチェンジの際、デザインを選定するためには、コンペティションを実施し、デザインと標準服メーカーをセットで選定している。

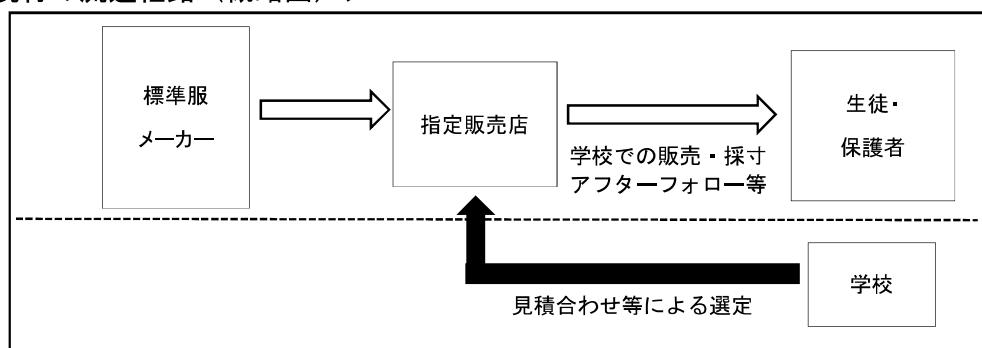
(3) 販売店の選定

販売店については、各校において、5年に一度を目安に保護者の経済的負担軽減及び選定手続きの公正・公平性の確保のため、見積もり合わせ等により、1～3社の販売店を「指定販売店」として選定し、学校と「指定販売店」間で販売に関する覚書を締結している。

(4) 販売・納品

入学の説明会（1～2月頃）の際に、「指定販売店」が学校において、採寸及び販売を実施している。納品については、学校納品や、店舗納品または自宅配送となっている。

＜現行の流通経路（概略図）＞



3. サウンディング型市場調査について

(1) 概要

素材等に応じた価格設定や供給方法など、供給事業者の動向を調査するため、サウンディング型市場調査を下記のスケジュールで実施した。

- ・実施要領の公表 令和3年9月10日（金）
- ・申込期限 令和3年9月30日（木）午後5時まで
- ・実施期間 令和3年10月5日（火）～10月15日（金）
- ・参加事業者 メーカー8社・販売店9社※うち1社は資料提出のみ

(2) 結果

事業への参入については、調査に参加した多くのメーカー・販売店が高い関心を示し、実績や供給体制など、自社の強みを活かして参画をしたいといった意見が多かった。また、参入環境がオープンである点について評価できるといった意見もあった。

多くのメーカーは、迅速な対応ができるところから、販売店を通じた卸売販売を想定していたが、自社店舗における販売を検討しているメーカーもあった。

販売店は、体操服等と一括購入でき保護者の負担の軽減につながることや、店舗における販売・採寸よりも人件費等を節減できるとして、学校における販売・採寸を基本とし、店舗における販売・採寸は補完的な位置づけとしていた。

インターネットによる販売・採寸については、メーカー・販売店において導入されているところもあり、私立校などの実施事例がある。但し、交換率が高く、採寸の精度や保護者・生徒の採寸結果に対する満足感の点でも課題があるとの意見があった。

4. 流通部会について

(1) 概要

保護者の経済的負担の軽減や購入に係る利便性向上といった観点から、保護者やメーカー、販売店、一般アパレル等の意見も踏まえて全4回にわたり「神戸市立中学校

標準服のあり方に関する検討会「流通部会」を開催した。

<第1回>

日時：令和3年8月26日（木）15時30分～17時00分

場所：神戸市総合教育センター701会議室

内容：現状把握と課題共有

<第2回>

日時：令和3年10月28日（木）15時30分～17時00分

場所：神戸市総合教育センター701会議室

内容：サウンディング型市場調査の結果報告及び論点整理

<第3回>

日時：令和3年12月16日（木）15時30分～17時00分

場所：神戸市総合教育センター701会議室

内容：意見のまとめ（案）について意見交換

<第4回>

日時：令和4年1月12日（水）15時30分～17時00分

場所：神戸市総合教育センター701会議室

内容：意見のまとめ（案）について最終確認

（2）主な意見

①現行の指定販売店について

- ・学校毎に販売店が指定されていることで、販売数量の予測がしやすく、在庫の適正化により比較的価格が抑えられている。
- ・指定販売店を通じた販売は、価格や生地・機能性の違いによる商品の選択肢および立地やサービスの違いによる販売店の選択肢が少なく限られていることが課題である。

②「モデル標準服」の販売方法について

- ・基本は自由競争で良いが、取扱いにあたって一定の量が予想できる斡旋店方式も併存する、ミックス型が良い。

③海外生産や流通コストの削減、ICT の活用について

- ・国内衣料の 98%が海外生産であり、品質も国内生産と遜色なくなっている。
- ・一般アパレルでは、インターネットを活用したオーダーによる中間マージンの排除や海外生産により販売価格を抑えるメーカーが多くなってきている。
- ・標準服の海外生産は、100～200 着のロットでは、難しいが、一定のロット数がまとまった場合には、生産の可能性が出てくる。
- ・標準服は、毎年、素材も色も品質も同じであることが絶対条件であることから海外生産だとブレが出る可能性がある。
- ・標準服の 8～9 割は閑散期に備蓄生産し、残りの追加生産や特注対応は、短納期となり型紙製作からやり直す場合もある。備蓄分を海外生産し、短納期対応を国内でできればよいが、一年を通じて工場に仕事を回す必要がある。
- ・AI を使った交換率が比較的低い採寸システムもある。今後、情報を蓄積すると精度も上がっていいくことから、ネット採寸も可能性としてはある。

④品質担保について

- ・色の品質担保については、紺色といっても、濃淡様々な紺があるので、どこまでを許容範囲とするのか、品質を検査する体制は必要である。

⑤販売価格について

- ・保護者としては価格は、現状の販売店のようにアフターフォローがあって、それが継続できるのであれば、最初少し高い値段を出しても、ある程度は納得出来る。
- ・コスト面を気にしている保護者も多く、標準服が新しくなったとしても、現状維持は必要である。

⑥生地の違いについて

- ・安価な生地かどうかは、新品では分からないが、着用を重ねた際に、光沢感等で分かってくるのではないか。
- ・安価とされるポリエステル 100%の生地でも良いものが出ており、見た目で違いは分からない。

(3) まとめ

サウンディング型市場調査の結果や、部会での意見を受け、以下の通り検討結果をまとめた。

① 基本的な考え方

ア. 販売価格について

価格の低減化を図るため、(ア)各校の「独自標準服」の価格を参考とした希望販売価格の設定（適宜見直しを行う。）、(イ)複数校でデザインを共通とすることによるスケールメリットの活用、(ウ)生地・機能性の違いによる複数価格帯の設定が考えられる。

イ. 仕様について

保護者の選択肢の確保や価格の低減化を図るため、(ア)外観の基準は統一するものの、生地・機能に幅を持たせることにより、標準服製造メーカーの創意工夫を認めること、(イ)キュロットスカート以外の通常のプリーツスカートや安価なシャツ等も選択肢とすることが考えられる。

② 製造について

メーカー間の競争を促し、より安価で良質な製品を供給できる仕組みとするため、(ア)希望販売価格以下でかつ基準となる仕様に基づき製造できるメーカーの全てを参入可能とする、但し、(イ)品質担保のため、メーカーと教育委員会間で協定を締結するなどにより、教育委員会が認めたメーカー（「標準服製造認証メーカー」以下「認証メーカー」とする。）のみを参入可能とする方法が考えられる。

また、保護者の幅広いニーズに応えるため、認証メーカーには、希望販売価格を超える製品の設定も可能とすることが考えられる。

③ 販売について

ア. 届出販売店について

品質担保や、保護者の選択肢の確保、学校における販売・採寸など利便性の確保の観点から(ア)「認証メーカー」が製造し仕様に適合した製品を取り扱うこと、(イ)学校における販売・採寸が可能であることを条件に教育委員会へ届出した販売店を「届出販売店」とし、いずれの「届出販売店」でも購入できること

を基本とすることが考えられる。（「届出販売店」には、販売店を通さず直接販売を行う「認証メーカー」を含む。）

イ. 推奨販売店について

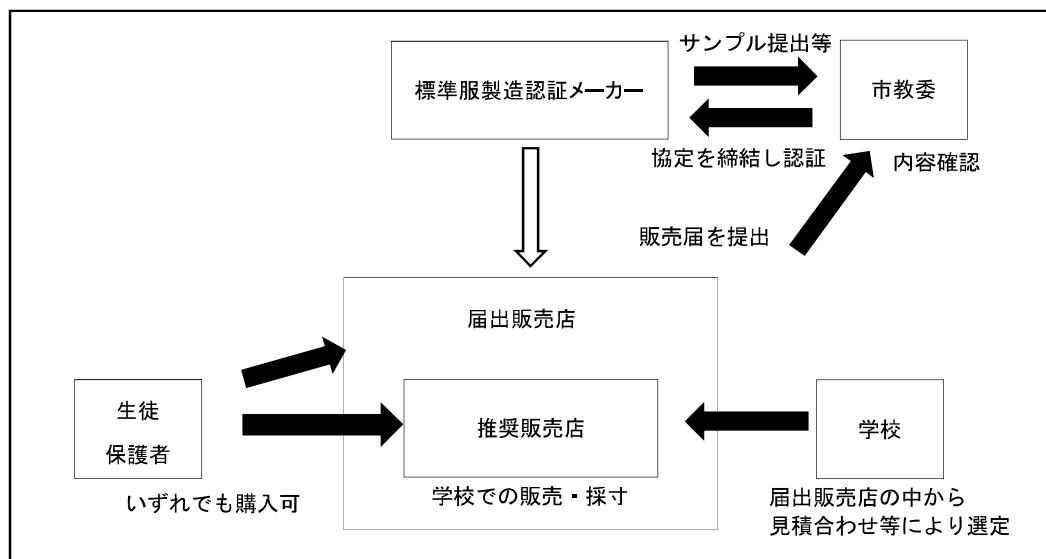
学校における販売・採寸や、入学式までに希望生徒全員に対し納品すべき責任を明確にするため、各校において、「届出販売店」の中から、複数社を指名し、見積合わせ等により学校が推奨する販売店を「推奨販売店」として複数社選定する方法が考えられる。一方で、「モデル標準服」の対象とならない学年の生徒に対しては、既存の「独自標準服」のアフターフォローにも配慮する必要がある。

保護者は「推奨販売店」以外の「届出販売店」からも購入可能であるため、届出販売店の一覧をホームページ等に掲載するなどにより、保護者に情報提供することが望ましい。

④品質担保

毎年度、メーカーに対して仕様書に定めた仕様に適合しているか確認することで品質担保を行うこととし、仕様に適合していない場合は、注意・勧告といった改善要請を行う。改善が見られないなどの場合には、協定の解消や更新を行わないことにより品質を担保することが考えられる。

<神戸モデル標準服の流通経路（概略図）>



⑤配慮事項

なお、導入時において、保護者の経済的負担の軽減のため、「モデル標準服」の一部（ブレザーやボトムス、シャツ、ネクタイ、セーター等）のみの採用や、既製品の採用を可能とするような対応を検討されるべきである。

資 料

1. 開催要綱
2. 委員名簿

資料 1

神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会開催要綱

令和元年 7月 12 日

教育長決定

令和 3 年 1 月 13 日

改正

(趣旨)

第1条 神戸市立中学校の標準服に係る今後のあり方を検討するにあたり、生徒指導上の必要性や保護者の経済的負担の軽減、性的マイノリティへの配慮といった観点から幅広く意見を求める目的として、神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 検討会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教員の代表者
- (3) 保護者の代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、10名以内とする。

3 検討会に、特別の事項を調査検討させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 第1項の規定は、前項の場合に準用する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から、当該委嘱した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第4条 教育長は、委員の中から委員長を指名する。

2 委員長は、会の進行をつかさどる。

3 教育長は、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(部会)

第5条 教育長は、第1条の趣旨に照らし必要な事項について、部会を置くことができる。

2 部会は、前項の事項について調査検討する。

3 部会に属すべき委員及び臨時委員は、教育長が指名する。

4 教育長は部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の中から部会長を指名する。

5 部会長は、当該部会の進行をつかさどる。

6 教育長は、部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

7 教育長は、必要に応じて、部会の報告をもって、検討会の報告とみなすことができる。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第6条 検討会及び部会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請する。

(会議の公開)

第7条 検討会及び部会は、これを公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29条）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 公開することにより公正かつ円滑な検討会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 検討会及び部会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会及び部会の開催に必要な事項は、学校教育部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月12日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月13日より施行する。

神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会 流通部会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

名 前	所 属 等	区 分
木南 亮輔	神戸市立中学校 PTA 連合会	保護者
熊谷 紀子	神戸市立小学校 PTA 連合会	保護者
熊本 靖	大阪菅公学生服株式会社 営業三部 部長	制服メーカー
多田 泰之	神戸市立神戸生田中学校校長	学校長
田所 裕一	株式会社 Idiom 代表取締役社長 (ワールドグループ)	デザイン提案メーカー
田中 康仁	流通科学大学商学部准教授	学識経験者
長谷川 裕治	日本アパレル・ファッショングラント協会専務理事	アパレルメーカー
畠 典秀	兵庫県学校服協同組合理事	販売店
亘 進司	神戸市立山の手小学校校長	学校長

オブザーバー

名 前	役 職	区 分
浦本 賢聖	教育委員会事務局 学校法務専門官	弁護士
久保 阿左子	経済観光局ファッショングラント産業課長	市経済担当部局